

日 絹 月 報

平成 29 年 7 月号 第 484 号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-3262-4101
URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. セーフティネット保証 5 号の対象となる指定業種
2. 当会の JFW-JC2018 出展公募結果
3. 繊維ファッション SCM 推進協議会 平成 29 年度第 1 回取引改革委員会の開催
4. 第 112 回通商問題委員会の開催
5. 経済産業省 生活製品課の取組方針

◇ セーフティネット保証 5 号の対象となる指定業種 ◇

(平成 29 年度第 2 四半期)

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者の資金繰りを一般保証とは別枠で、融資額の 100% を保証する制度である「セーフティネット保証 5 号」について、平成 29 年度第 2 四半期に対象となる業種を指定し、公表した。

1. 制度概要

セーフティネット保証 5 号とは、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が以下の条件で信用保証協会の保証を利用できる制度。

【企業認定基準】

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ①最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5% 以上減少している中小企業者。
- ②製品等原価のうち 20% を占める原油等の仕入価格が 20% 以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

【保証限度額等】

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円

保証割合：借入額の 100%

保証料率：0.7～1.0% (保証協会所定の料率)

別紙１：セーフティネット保証５号の概要

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170620002/20170620002-1.pdf>

２．平成２９年度第２四半期の指定業種

別紙２：セーフティネット保証５号の指定業種

(平成２９年７月１日～平成２９年９月３０日)

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170620002/20170620002-2.pdf>

◇ 当会のＪＦＷ-ＪＣ２０１８出展公募結果 ◇

全国の繊維産地・企業が一堂に集結する国内唯一の繊維総合見本市である「ＪＦＷ-ＪＣ２０１８」が、１１月２８日（火）～２９日（水）に東京国際フォーラムで開催される。有楽町の東京国際フォーラムを会場に、テキスタイル・ビジネス商談会「ＰＴＪ」を併催して、相乗効果による多くの来場者を見込む。

当会では、絹・合繊織物の普及を目的とした「展示会出展支援事業」として、「ＪＦＷ-ＪＣ２０１８」に展示スペースを確保し、日本独自の絹織物や高機能性を有する合繊織物を国内外にアピールするため、出展希望者を当会ホームページにより広く募集を行なった。その結果、参加希望組合・企業数は、ここ数年増加を遂げ、本年は１７産地組合・９０企業に対して出展支援することとなった。

また、これに先立ち８月２３日（水）に日絹会館において、出展者説明会を行う。

◇ 繊維ファッションＳＣＭ推進協議会 平成２９年度第１回取引改革委員会の開催 ◇

繊維ファッションＳＣＭ推進協議会第１回取引改革委員会が東京・有明のＴＦＴビルで６月２３日（金）に開催され、１．新任委員の紹介 ２．講義「『もの』から『こと』へ、～スポーツとファッション～」(講師：細野委員長) ３．「繊維業界における下請取引の実態等に関する調査報告」(経済産業省 製造産業局 生活製品課 矢崎課長補佐) ４．平成２８年度事業計画報告と２９年事業活動について(事務局) ５．全体討議 各委員(団体)の産地の傘下企業における「基本契約書」締結状況、「歩引き」取引廃止要請文発送後の産地の傘下企業からの反応、問い合わせ等、現況及び特筆事項等(各委員)など、講義と議事が行われた。

会議要旨は以下の通り。

委員長講義（中央大学大学院教授 細野助博氏）では、「市場が縮小傾向にある中、唯一パーソナルスポーツ系のカテゴリーは伸長している。コト消費の派生から衣料・繊維の分野でもフィットネス用品やランニング用品などパーソナルスポーツアパレルの成長は規模の面から見ても有望性が際立っている。スポーツ市場はまだ広がる余地が残っている」との提言があった。

矢崎課長補佐から「繊維業界における下請取引の実態等に関する調査結果概要」の説明があった。経済産業省が本年2－3月に繊維企業1万社に対しアンケート調査を行った結果（回収率30.7%）では、「最低賃金が引き上げられた際に、発注工賃も引き上げられたか」との問いに、63.4%の企業が「特に協議は行っておらず、引き上げられていない」と回答した。

契約書締結は50%にも満たず、矢崎課長補佐は「数年後の同様のアンケートをとった時には改善されていることを期待したい」と報告があった。

調査結果は下記を参照。

繊維業界における下請取引の実態等に関する調査結果概要

<http://fispagr.jp/wp/wp-content/uploads/cyousa.pdf>

全体討議においては、各団体の産地の傘下企業における「基本契約書」締結状況は、多少増えてきたものの産地によっては殆ど締結していない産地もあった。各委員からは、『基本契約書の必要性はない』『古くからの商習慣だから』との意見も多く、トラブルが発生したときだけ、頼ってくることが多い。産地の弱者同士のトラブルは、下請け法に該当しない場合が多い」との報告がされた。「歩引き」取引廃止については、「止めるように会計士からの指摘を受けた」「廃止要請をして、協議をしている」など適正取引に向けて進んでいる状況。

協議会より、引き続き、団体傘下企業への「基本契約書締結」「歩引き取引廃止」への働きかけの強化をお願いした。

◇ 第112回通商問題委員会の開催 ◇

第112回通商問題委員会が6月27日（火）に開催され（1）日本の繊維貿易の現状（2）各国とのEPA交渉状況（3）日中韓FTAの品目別規制（PSR）に係る日本業界案等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

（1）輸出入全般の動向

① 2017年1月～4月の現状

- ・円ベースでは、輸出は前年同月比95.5%、輸入は同97.7%。
- ・輸出（円ベース）は、2017年1月以降漸増、ここに来て横這い。輸入は1月に急増、反動で2月に激減、3月に持ち直した。4月についてはほぼ横這い。

項目	2017年4月				2017年1月～4月			
	金額		前年同月比		金額		前年同期比	
	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース	(百万円)	(百万\$)	円ベース	\$ベース
輸出	75,400	685	94.4%	94.2%	279,070	2,479	95.5%	96.5%
輸入	307,642	2,796	97.7%	97.5%	1,325,863	11,753	97.7%	98.8%

②繊維品別輸出入実績（2017年1月～4月累計・前年同期比）

輸出（円ベース）		輸入（円ベース）	
繊維原料	74.9%	繊維原料	99.4%
糸類（紡績糸・合繊糸）	97.7%	糸類（紡績糸・合繊糸）	94.0%
綿糸	102.4%	綿糸	94.6%
毛糸	75.7%	毛糸	67.3%
合繊糸	95.5%	合繊糸	99.1%
織物	95.0%	織物	96.4%
綿織物	80.9%	綿織物	93.5%
毛織物	95.2%	毛織物	89.4%
合繊織物	98.3%	合繊織物	99.4%
二次製品	103.2%	二次製品	97.9%

(2) 各国・地域別輸出入の動向

①輸出（2017年1月～4月累計 前年同期比（円ベース））

- ・東南アジア（中国含む）96.9%、米州92.5%、欧州95.5%。
- ・中国は、94.3%。シェアは0.3ptダウンの28.2%へ。
- ・アセアンは、102.1%、シェアは24.7%（前年同期比+1.6pt）。
- ・前年同期比増は、台湾102.6%、タイ105.7%、ベトナムが108.8%、カンボジア122.3%、パキスタン142.4%、イギリス112.0%、ドイツ103.6%、大洋州107.1%など。
- ・シェアが安定して伸長、ベトナム11.3%（前年同期比+1.4pt）
- ・バングラデシュが前年同期比で70.6%まで減少、落ち止りの傾向。

②輸入（２０１７年１月～４月累計・前年同期比（円ベース））

- ・東南アジア（中国含む）９７．９％、米州９３．５％、欧州９７．５％。
- ・中国は、９５．９％。シェアは１．２pt ダウンの５９．９％へ。
- ・アセアン全体では１０４．２％。シェアは＋１．５％の２４．３％と伸長が続く。
- ・前年同期対比増は、台湾１０４．２％、マレーシア１１４．３％、ベトナム１０８．０％、ミャンマー１０６．８％、カンボジア１０４．５％、西アジア１１０．３％、ドイツ１０８．７％、アフリカ１０７．３％など。
- ・ベトナムのシェアは１０．５％（前年比＋１．０pt）と伸長が続く。
- ・伸長の続いたバングラデシュは前年同期比で９６．７％とやや一服気味。

２．次回日程について

第１１３回通商問題委員会は、７月２４日（月）１４時～１６時

◇ 経済産業省 生活製品課の取組方針 ◇

平成２９年７月７日
経 済 産 業 省
生 活 製 品 課

生活製品に関する産業においては、例えば、繊維は、かつて我が国の基幹産業として、我が国の近代以降の経済的発展や戦後の復興・高度成長を牽引してきた。また、工芸品は、明治期には「超絶技巧」等により外貨獲得源ともなり、その後は「用の美」等としても評価されてきた。

こうした生活製品関連産業は、貿易摩擦、円高、バブルの崩壊、新興国の台頭等を経て、特に１９９０年代以降、人々の価値観やライフスタイル等が変化し、国内市場が成熟する中、価格競争力の低下等から生産の海外移転が進むとともに、アジア諸国等からの低価格の輸入品の流入に押されている。高額品については、従来より、欧米のブランド品がブランド力等で勝ることが多い。

しかしながら、繊維産業が培ってきた技術は、今日に至る日本の素材産業等の発展の礎を築いており、また、超絶技巧にせよ、用の美にせよ、こうした作り手の匠の技は、現在も日本のものづくりに共通する底力として、職人に対する敬意とともに、脈々と継承されている。

こうした我が国のものづくりの技術力や感性は、近年、国内外から再評価されている。

【当課の視点】

（１）生活をよくする製品

当課が所掌する「生活製品」とは、単に生活に使う製品というだけではなく、生活をよくする製品でなければならない。

生活製品関連産業は、高度な技術力と感性により、利便性、機能性において、あるいは、デザイン性、ファッション性、ストーリー性において、あるいは、レジャー、ヘルスケア、スポーツ、エシカル等の観点において、国内外の消費者のニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスを提供することにより、人々の生活の質の向上や生活文化の発展に貢献することができる産業である。

（２）消費者本位でのものづくり

我が国の生活製品関連産業が今後も中長期的に発展するためには、事業者がこうした社会的意義を認識し、消費者本位でのものづくりを一層進めることが求められる。

事業者の創意工夫によって、消費者本位の良質な商品・サービスを提供し、人々の暮らしや文化に豊かさや潤いをもたらすことで、消費意欲が喚起され、その結果、事業者も業界も経済も発展し、それによって、更に良質な商品・サービスを提供することができ、人々や社会に一層の豊かさをもたらす、という好循環を持続的に実現することが重要である。

（３）適正な価格

良質な商品・サービスをその価値に見合う適正な価格で提供することが重要である。安易に値引き販売等を行うことは、消費者の価格に対する信頼性を失うとともに、ブランド価値を損うことになりかねず、結局は消費者の利益にも事業者の利益にもならない場合が多いことに留意する必要がある。

他方、価格に見合う価値のない商品を提供することは、事業者が目先の利益をもたらすことはあっても、結局は消費者の利益を損なうものであり、そうした販売手法に中長期的な持続可能性はないと考えられる。

特に、売れ残った場合には値引き販売等を行うことを前提とした上で、商品の価値に相応しない高価格で当初提供するような販売手法は、消費者本位に反していると言える。

（４）Connected Industries

急速に進展する第４次産業革命の動きを Society 5. 0（超スマート社会）の実現につなげるためには、産業のあり方の変革が重要であり、当省においては、我が国産業が目指すべき姿として、機械、データ、技術、人、組織等、様々なものがつながることにより、新たな付加価値の創出と社会問題の解決をもたらす「Connected Industries」の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

生活製品関連産業においても、こうしたコンセプトにより、具体的には、

- ・ 作り手と消費者がつながり、作り手の顔や情熱が消費者に間近に見える
- ・ 産地間や異業種間でつながることで、新たな商品・サービスが生まれる
- ・ 日本ならではのこだわりの商品が海外の消費者につながる

- ・IoT等の新たな技術が効率化やイノベーションをもたらす
- ・サプライチェーンの各事業者が継続的な信頼関係でつながる
- ・匠の技が世代を超えてつながる

など、様々なつながりによって、ソリューション志向（消費者本位）のものづくりを進めていくことが重要である。

【生活製品関連産業の方向性】

上記の視点を踏まえ、生活製品関連産業は、ものづくりの力に一層の磨きをかけつつ、以下の方向性を志向していくことが重要であると考えられる。

（１）商品・サービスの高付加価値化と消費者への訴求

人々の価値観やライフスタイル等が変化する中、事業者の創意工夫によって、消費者の新たなニーズ、多様なニーズ、潜在的なニーズを的確に把握し、これに対応した新たな商品・サービスを開発し、差別化、高付加価値化、ブランド化を図り、それを消費者にしっかり訴求していくことが必要である。その際、産地間や異業種間での連携を模索することも有効である。

今や安価でそこそこに良いモノは溢れており、単なる昔ながらのモノでは売れないことはもちろん、良いモノを作ればそれだけで売れるということはなくなった。

単にモノを作って売るのではなく、作り手のこだわりやストーリーの発信、ライフスタイルの提案、ソリューション（課題解決）の提供等、新たな付加価値を創出し、商品の魅力や価値をしっかりと消費者に訴求していくことが重要である。そのためには、提供する商品・サービスに語るべき魅力や価値があることが不可欠である。

（２）サプライチェーンの再構築

新たな販路や提携先等を積極的に開拓し、国内外のサプライチェーンを再構築することが必要である。

既存の生産・流通ルートや下請的取引（OEM取引）等に過度に依存するのではなく、消費者のニーズを直接把握し、消費者に商品を直接訴求する観点等からも、ファクトリーブランド等の確立、サプライチェーン間の連携・統合、産地間・異業種間での連携、直接販売（Eコマースを含む）等が有効である。

（３）積極的な海外展開

国内市場は少子高齢化等により規模的に成熟している一方、世界経済は今後も拡大を続けることから、国内での販路開拓のみならず、付加価値の高い商品によって輸出産業となることを志向し、インバウンドも含めた海外需要を積極的に開拓していくことが重要である。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、日本ならではの良質な商品・サービスを、訪日外国人をはじめ、海外に向けて訴求する絶好の機会である。

【参考】主な当課所管製品の輸出額（2016年）

繊維：8,274億円（うち衣料品：492億円）

筆記用具：1,000億円

楽器：616億円

玩具等：379億円

眼鏡フレーム：146億円

（4）地域ブランド化等

こうしたブランド化や海外展開にあたっては、意欲的な関係事業者等が一丸となって、明確なブランド戦略を構築しつつ、地域ブランド化、ジャパブランド化（クールジャパン戦略）を進めていくことも有効である。

（5）IoT等の活用

第4次産業革命により経済のデジタル化が進む中、IoT、AI、ロボット等の新たな技術やデータを活用することにより、新たな付加価値を創出していくことが重要となっている。

生活製品関連産業においても、こうしたデジタルツール等を積極的に活用し、消費者ニーズの把握、販売手法や顧客管理の変革（Eコマース、オムニチャネル化等）、生産工程、在庫管理、流通過程等の効率化・省力化（スマート工場、3D技術、電子タグ等）、技術の継承（匠の技の見える化等）等により、高付加価値化を進めるとともに、新たな商品・サービスの開発、ソリューションの提供、ビジネスモデルの創出に挑むことが重要である。

（6）人材の確保・育成

産業界全般に人手不足感が強まる中、人材の確保・育成が重要となっている。このため、シニア・ベテラン人材の適切な活用、女性が働きやすい環境の整備のほか、設備投資による自動化、IoT、AI、ロボット等の新たな技術の活用による効率化・省力化等を進めていくことが必要である。

また、企業や産地の持続可能性を確保するためには、ものづくりの人材に加え、経営管理、マーケティング、海外展開、デジタルツール等の観点での人材の確保・育成も重要である。

（7）取引の適正化

「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）の発表、これを受けた下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準及び下請中小企業振興法の振興基準の改正、新たな手形に関する通達の発出、下請ガイドラインの改訂、自主行動計画の策定等を踏まえ、サプライチェーン全体での取引の適正化と付加価値の向上を進めることが必要である。

取引上立場の強い事業者が取引先にコストやリスクを一方的に押しつけるのではなく、中長期的な信頼関係を構築し、サプライチェーン全体で付加価値の向上を図るとともに、各段階での付加価値に応じた適正な利益の配分に取り組むことが重要である。

不適切な取引慣行は、サプライチェーンを脆弱化し、中長期的には各事業者や業界の競争力を損なうほか、レピュテーション等において、ひいては消費者の信頼をも失うこととなることに留意する必要がある。

当課の取組方針

当課としては、上記の4つの視点の下、上記の7つの方向性に取り組んでいく。

各業界に対しては、こうした視点や方向性での取組みを促すとともに、創意工夫をもって前向きかつ意欲的に取り組む事業者に対し、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構（ジェトロ）、海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）、関係省庁、地方公共団体等の関係機関や業界団体等と連携しつつ、中小企業関連支援策の活用、優良・先進事例の分析・展開、産地間・異業種間のマッチング等により支援する。

通商交渉・対話や標準化等の環境整備に引き続き取り組む。

生活製品関連産業において全般的に遅れているIoT等のデジタルツールの活用や海外展開の可能性等について、更なる取組みを進める。

IoT等の活用による生活の質の向上の観点から、生活製品におけるIoT等の活用の可能性について、関係事業者や有識者等の協力を得て研究会等を開催し、異業種間等の連携も視野に入れつつ、検討を進める。

海外展開については、ジェトロ等との連携を一層強化する。

産地ブランド化推進事業により、繊維や工芸品等の地場産品の産地について、海外目線での再評価及びブランド化を支援する。

東京オリンピック・パラリンピックの機会の活用に係る各業界の取組み等について、関係省庁・団体等と連携し、適切に対応する。

取引の適正化について、中小企業庁と連携しつつ、上記の基準、通達、自主行動計画等に基づく業界の取組みの実施状況等をフォローアップする。

上記に加え、個別分野について特記すべき取組事項等は以下のとおり。

～繊維～

【繊維産業を取り巻く状況等】

先述のとおり、1990年代以降、生産の海外移転が進んだこと等から、繊維産業の国内出荷額は、90年代初頭の約11兆円から近年では約3兆円に減少している。衣料品の

国内市場規模も、90年代初頭の約15兆円から近年では約10兆円に減少し（但し、供給量は約20億点から約40億点に増加）、衣料品の輸入浸透度は97%（数量ベース）に上っている。

他方、世界的に見れば、繊維生産も衣料品市場も拡大を続けており、繊維産業は引き続き成長産業であると考えられる。

こうした中、当省においては、2003～2007年度に実施した「中小繊維製造事業者自立事業」や2007年に公表した「繊維ビジョン」等以来、繊維業界における海外需要の開拓、非衣料用途（産業資材）への展開、川下への展開（自社ブランドの確立）等を支援してきたところである。

長年の厳しい国際競争を生き残ってきた日本の繊維産業は、相応の強みを有している。例えば、世界をリードする高機能繊維（生活用途（吸汗速乾、吸湿発熱、抗菌防臭等）、産業資材（自動車、衛生用品等））や高性能繊維（炭素繊維、アラミド繊維、ポリアリレート繊維等）、海外の高級ブランドや民族衣装等からも評価・採用される高品質・高感性の素材、精緻な縫製技術等に強みがあり、更なる高付加価値化により競争力を引き続き強化し、内外の需要を開拓していくことが重要である。

また、近年では、中国等において人件費が上昇しており、生産性、物流コスト、リードタイム等にも鑑み、国内生産の意義を再評価する動きも見られ始めている。

各社が開発中のスマートテキスタイル（導電性繊維、太陽光発電繊維等）については、繊維産業に新たな地平を拓くものであり、生体情報の取得等を通じて、スポーツ、健康管理、医療・介護、人の動きの可視化等の分野において大きな可能性があり得る。

【アパレル・サプライチェーンの再構築】

2016年6月に公表された「アパレル・サプライチェーン研究会報告書」（以下、「研究会報告書」）にもあるように、衣料品については、生産の海外移転や低価格の輸入品の流入等により、上記のような産地の優れた素材や技術が、アパレル企業によって国内でのものづくりに十分活用されていない。アパレル企業には、主体的に創意工夫を発揮し、J∞ Quality の取組み等を通じ、産地の優れた素材や技術を積極的に開拓・活用し、日本ならではの高品質の衣料品を企画・販売し、消費者に訴求していくこと、更には海外展開を進めていくことが期待されている。

同時に、産地企業においては、単なる価格競争によって安易に海外生産等に代替されることのない付加価値の高い素材や技術を提供・訴求することが必要であり、海外需要を積極的に開拓するとともに、国内での良質なものづくりにこだわる意欲的なアパレル企業等との連携、各工程の産地企業間（産地内及び産地間）の連携・統合等を積極的に模索することが重要である。また、自社製品をファクトリーブランド等として確立したり、Eコマース等を通じて直接販売を行うことも有効である。

このように、アパレル企業、産地企業のそれぞれの側から、主体的にサプライチェーンの再構築を図っていく必要がある。

こうした中、

- ・国内でのものづくりにこだわり、産地企業と継続的な信頼関係を構築しているアパレル企業やデザイナー
- ・国産のこだわりの衣料品を積極的に展開するブランドやセレクトショップ
- ・自社ブランドに加え、国内でのOEM生産の拡大を積極的に志向する産地企業
- ・海外展開を意欲的に志向するブランドや産地企業
- ・自社ブランドの確立や川下との連携を積極的に志向する産地企業
- ・産地ブランドの確立を志向する地方公共団体や産地組合
- ・業界のあり方を議論し、人材の育成・交流等を図る産地企業等の有志の集まり
- ・ファクトリーブランド等の販売を支援するEコマースやクラウドファンディング等のプラットフォーム
- ・ビジネスマッチング、マスカスタマイゼーションを可能とするIoTプラットフォーム等の取組みが進展を見せていることは、好ましい方向性と言える。

【J∞Quality】

織り編み、染色加工、縫製の全工程を国内で行った衣料品を認証する J∞Quality は、各工程を担う産地企業に見える化し、作り手のものづくりに対するこだわりやストーリーを消費者に訴求することを可能とすることにより、純国産の衣料品の魅力や価値を訴求するためのものであり、アパレル・サプライチェーンを再構築する上で、重要な取組みである。

アパレル企業等が良質な J∞Quality 商品を積極的に企画・製造し、販売促進等を行うことにより、J∞Quality のブランド価値の構築と商品の拡大が一層進むことが期待されている。J∞Quality 商品の海外展開を志向することも重要である。

また、産地企業の一層に見える化の観点から、FACTORY SEARCH の更なる充実が重要である。

【商取引慣行】

繊維業界の商取引慣行については、歩引き、長期手形、未引取、受領拒否、返品、契約書の不作成、過剰供給と値引き販売等の問題が長年の悪弊として指摘されてきたところであり、研究会報告書においても、最大の課題と位置づけられている。

「未来志向型の取引慣行に向けて」を踏まえ、経済産業大臣から自主行動計画の策定とその着実な実行を要請したことを受け、繊維業界においても、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」が策定された。歩引きについては、「歩

引き取引廃止宣言」がなされた。また、当省においても、「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を改訂した。

和装についても、和装振興協議会において、「和装業界の商慣行に関する指針」がとりまとめられた。

繊維業界においては、自主行動計画等に基づき、業界全体の問題として、取引の適正化と付加価値の向上に向けた取組みを着実に進めていく必要がある。

当課の取組事項

【海外展開】

- 素材や衣料品等の海外展開について、中小企業関連支援策やクールジャパン施策等を活用するほか、ジェトロ等と連携して支援する（ブランド化戦略の構築、バイヤーの招聘、展示会への出展等）。また、優良・先進事例の分析・展開等により、海外展開の更なる可能性について検討する。

【アパレル・サプライチェーンの再構築】

- 上記の好ましい方向性を促進すべく、中小企業関連支援策、優良・先進事例の分析・展開、産地間・異業種間のマッチング等を通じ、創意工夫をもって意欲的に取り組む事業者を支援する。
- J∞Quality について、意欲的に取り組む事業者等と連携・協力し、一層の普及に努めるとともに、産地企業の一層の見える化により、消費者への商品の価値の訴求や事業者間のビジネスマッチング等を促進する観点から、FACTORY SEARCH の一層の充実を支援する。
- アパレル企業に対し、良質な J∞Quality 商品の意欲的な企画・製造、販売促進を促すとともに、産地企業の見える化（トレーサビリティ）が J∞Quality の本旨であることに鑑み、J∞Quality 商品の各工程の開示・訴求を促す。

【IoT等の活用】

- IoT等のデジタルツールの活用は、繊維産業の効率化、生産性・付加価値の向上のために不可欠であり、中小企業関連支援策や実証事業等を通じて支援するとともに、今後の可能性や方向性等（スマート工場、3D技術、電子タグ、ビジネスマッチング、マスカスタマイゼーション、Eコマース、AIの活用等）について、関係事業者等と連携・協力しつつ、検討を進める。
- スマートテキスタイル（導電性繊維、太陽光発電繊維等）の今後の可能性や方向性等について、関係事業者等と連携・協力しつつ、検討を進める。

【繊維機械】

- 事業者の生産性の向上や製品開発等の観点から、適切な繊維機械の確保・開発が重要であり、繊維機械の製造事業者等とも連携しつつ、課題の解決を図る。

【環境・安全】

- 国際的に環境・安全等のサステナビリティ（持続可能性）に配慮した生産活動がより一層求められるようになってきていることから、関係事業者等と連携・協力しつつ、規制当局への働きかけ等、適切に対応する。

【標準化】

- 高機能・高性能繊維の標準化（JIS、ISO）は、市場の確保・拡大及び消費者保護の観点から重要であり、引き続き支援する。

【通商】

- 経済連携交渉に適切に対応する。日中韓FTA、RCEP等の交渉については、これまで関係国の業界団体間で合意した原産地規則等を踏まえ、適切に対応する。
- 日仏繊維協力、日越繊維政策対話等の二国間協力について、引き続き推進する。

【商取引慣行】

- 自主行動計画及び下請ガイドラインについて、繊維業界において適切に実行されるよう、業界向け説明会の実施も含め、取組状況等のフォローアップを実施する。
- 特に、研究会報告書においても指摘されているように、過剰供給と値引き販売等の常態化が原価率の低下（品質の低下）を招いていることに鑑み、自主行動計画における「適正な原価率及び利益の確保」、「消費者に対する正価の信頼性の維持・向上」について、業界の取組みが進むよう促す。
- 縫製業について、取引の適正化等の観点から、繊維業界における取引ガイドラインの策定、標準単価算出システムの構築等を支援する。

【和装振興】

- 「和装業界の商慣行に関する指針」の取組状況のフォローアップ、ユネスコ無形文化遺産登録や東京オリンピック・パラリンピックに向けた業界の取組み等、和装振興協議会等を通じ、引き続き和装振興に取り組む。

◇ 経済産業省人事異動 ◇

○ 7月5日付

(新)

糟谷敏秀様
経済産業政策局長

(旧)

製造産業局長

多田明弘様
製造産業局長

資源エネルギー庁次長

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net 2 1スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されているWEB情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することができます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(公募中案件)

2017/07/13 掲載

「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請中小企業自立化基盤構築事業）」2次公募（中小企業庁）

この事業は、2者以上の特定下請事業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引等を開始または拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引の依存の状態の改善を図る取組を支援することにより、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

・募集期間：2017/07/13 - 2017/08/21

2017/07/13 掲載

「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）」2次公募（中小企業庁）

この事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、または閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実

施する事業の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

・募集期間：2017/07/13 － 2017/08/21

2017/06/26 掲載

業務改善助成金（厚生労働省）

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

2017/06/23 掲載

「ふるさとプロデューサー育成支援事業」研修生募集

（ふるさとプロデューサー育成支援事業事務局）

地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした製品のブランド化や、国内外へ販路開拓を行う取組の中心的な担い手となることができる人材である「ふるさとプロデューサー」の育成を通じて、中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した事業を促進することを目的とします。国内外で活躍するプロデューサーの下で、座学では決して得ることの出来ない実践的な経験を積んでもらう OJT 研修を実施します。研修生を募集します。募集人数約 30 名です。

・募集期間：2017/07/03 － 2017/07/27

2017/06/21 掲載

グッドキャリア企業アワード 2017（厚生労働省）

従業員の自律的なキャリア形成の支援について、他の模範となる取組を行っている企業を表彰し、その理念や取組内容などを広く発信することで、キャリア形成支援の重要性を普及・定着させることを目的に実施するものです。受賞企業の取組については、ウェブサイト「グッドキャリア企業応援サイト」や事例集などで、優れた事例として紹介します。

・募集期間：2017/06/01 － 2017/07/31

2017/06/06 掲載

発明研究奨励金（日本発明振興協会）

中小企業や個人が発明考案を実用化する際に資金面で支援し、優れた発明を世に送り出し、産業の発展に寄与することを目的とするものです。中小企業や個人の発明考案の試験研究で、「特許・実用新案として登録済みのもの」、「特許・実用新案を出願して公開され、審査請求済みのもの」に該当し、その実施化に助成が必要と認められるものを対象とします。

・募集期間：2017/05/01 － 2017/07/31

2017/06/05 掲載

「Local Creators' Market」プロジェクト応募募集（経済産業省）

「Local Creators' Market」とは、地域の特色や地域がもつ魅力（ローカル）、長年伝え継がれてきた工芸品や地域産品を生み出す技法と技能（クリエイターズ）、それらを力強く継承していく人と産地（マーケット）、この三つをコンセプトに、海外の目線で産地をブランド構築し、海外展開に向けて活動を支援するプロジェクトです。プロジェクトの募集を開始しました。

・募集期間：2017/05/25 － 2017/07/31

2017/06/02 掲載

第2回「日本サービス大賞」募集

（日本生産性本部 サービス産業生産性協議会（SPRING））

日本サービス大賞は、多岐にわたる業種の多種多様なサービスを共通の尺度で評価し、優れたサービスを表彰する制度です。国内のすべてのサービス提供事業者を対象に、「優れたサービスをつくりとどけるしくみ」を有する“きらり”と光るサービスを幅広く表彰します。この賞を通じて、サービス提供事業者のより一層の士気向上やイノベーションを促します。応募受付を開始しました。

・募集期間：2017/06/01 － 2017/08/31

2017/05/31 掲載

厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」（「均等・両立推進企業表彰」事務局）

「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に「均等・両立推進企業表彰」を実施します。

・募集期間：2017/06/01 － 2017/07/31

2017/05/31 掲載

平成29年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の候補企業募集

（「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」事務局）

この表彰は、パートタイム労働者の働きや貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇を推進し、パートタイム労働者がいきいきと働くことができる職場環境を整備するため、他の模範となるパートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業等を表彰し、その取組を広く周知することにより、他の企業の取組を促進することを目的とします。

・募集期間：2017/05/31 － 2017/08/03

2017/05/10 掲載

海外展示会出展サポート（専門家によるアドバイス）（中小企業基盤整備機構）

海外ビジネスの経験が豊富な中小機構の専門家が、効果的な出展方法や用意すべき商談ツール、商談成約に向けた交渉方法などについて無料でアドバイスをします。

2017/05/10 掲載

海外展示会出展サポート（資料作成支援）（中小企業基盤整備機構）

自社及び出展品を紹介する英語のリーフレットやポスターの資料作成と、それに必要な翻訳を行い、その一部費用を中小機構が補助します。

2017/05/10 掲載

海外展示会出展サポート（資料翻訳支援）（中小企業基盤整備機構）

パンフレットや製品カタログ、ウェブサイト等を原稿として英文・その他外国語に翻訳し、その一部費用を中小機構が補助します。

2017/04/26 掲載

米国初輸出スプリント事業（デザイン・日用品分野）（ジェトロ）

初めての輸出に踏み切る中小企業でも安心して米国への輸出に取り組めるよう、米国と日本のビジネスの橋渡しをする経験豊富な専門家の協力のもと米国市場開拓をサポートします。対象見本市での商談成約を目指し、製品の市場調査から商品戦略、販売戦略に関するアドバイス、提案を一貫して行う一貫支援（募集企業数6社程度、申込締切：一次5月19日（金）、二次10月※予定）、製品のウェブページを作成し、バイヤーへのプロモーションを行うウェブページ制作およびバイヤーへのプロモーション（募集企業数10社程度、申込締切12月15日（金）※予定）、製品の市場調査を行い、レポートを作成する市場調査レポートの作成（募集企業数5社程度、申込締切2018年2月16日（金）※予定）があります。

・募集期間：－ 2018/02/16

2017/04/19 掲載

「Rin crossing」参加メーカー募集（中小企業基盤整備機構）

Rin crossing は、地域資源を活かした商品の販路開拓を支援する中小機構のプロジェクトです。非食品の地域資源商品等を有する中小企業者を対象に、参加メーカーを募集します。

・募集期間：2017/04/17 － 2018/03/15

2017/04/17 掲載

中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）（ジェトロ）

海外で現地企業等に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業者のために、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の2/3（上限額500万円）をジェットロが負担します。

・募集期間： - 2017/10/31

2017/04/17 掲載

中小企業等海外侵害対策支援事業（模倣品対策支援事業）（ジェットロ）

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業の方々のために、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び一部の権利行使等にかかった経費の2/3（上限額400万円）をジェットロが負担します。

・募集期間： - 2017/10/31

2017/04/17 掲載

中小企業等海外侵害対策支援事業（防衛型侵害対策支援事業）（ジェットロ）

海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれており、防衛型侵害対策を行おうとする中小企業の方々のために、対策にかかった係争費用の2/3（上限額500万円）をジェットロが負担します。

・募集期間： - 2017/10/31

2017/04/04 掲載

人材開発支援助成金（特定訓練コース）グローバル人材育成訓練（厚生労働省）

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成する制度です。海外関連の業務に従事する従業員に対して訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練コースです。

2017/04/04 掲載

人材開発支援助成金（特定訓練コース）熟練技能育成・承継訓練（厚生労働省）

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成する制度です。熟練技能者の指導力強化や技能承継のための訓練、認定職業訓練を受講する場合に助成が受けられる訓練コースです。

2017/04/04 掲載

人材開発支援助成金（特定訓練コース）特定分野認定実習併用職業訓練

（厚生労働省）

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成する制度です。建設業、製造業、情報通信業に関する認定実習

併用職業訓練（厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練）を実施した場合に助成が受けられる訓練メニューです。

2017/04/04 掲載

人材開発支援助成金（特定訓練コース）若年人材育成訓練（厚生労働省）

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能の普及に対して助成する制度です。訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練メニューです。

2017/04/04 掲載

人材開発支援助成金（職業能力検定制度導入コース）技能検定合格報奨金制度（厚生労働省）

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進します。技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、実施した場合に助成します。

2017/04/04 掲載

人材開発支援助成金（職業能力検定制度導入コース）業界検定制度（厚生労働省）

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進します。業界検定制度を作成し、構成事業主の労働者に検定を受検させた場合に助成します。（事業主団体等のみ対象）

動 向

- 6月27日 日本繊維産業連盟 第112回通商問題委員会
- 6月28日 当会 事務局代表者会議
- 6月30日 全国中央会 第227回理事会並びに平成29年度通常総会
- 6月30日 日本アパレル・ファッション産業協会 定時社員総会 懇親パーティー
- 7月 5日 商工組合中央金庫東京支店中金会 平成29年度通常総会・講演会・懇親会

会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟 第113回通商問題委員会
7月24日(月) 14時 ~ 於: 繊維会館
- ☆ 日本繊維産業連盟 平成29年度第1回常任委員会
7月27日(木) 14時 ~ 16時30分 常任委員会
16時45分 ~ 18時15分 局長交代パーティ
於: 東海大学校友会館
- ☆ 当会 JFW-JC2018出展者説明会
8月23日(水) 12時 ~ 14時 於: 日絹会館

イベント

- ☆ 十日町染織創作展
京都展
7月25日(火) 15時30分 ~ 17時
26日(水) 9時 ~ 17時
27日(木) 9時 ~ 14時 会場: 京都 丸池藤井ビル3F
- ☆ 米沢織物新作求評会
8月 8日(火) 10時 ~ 17時30分
9日(水) 9時 ~ 16時
会場: 米沢市 上杉神社内 臨泉閣
- ☆ 第84回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2017
9月 6日(水) ~ 8日(金) 10時 ~ 18時 (最終日は17時まで)
会場: 東京ビッグサイト 全館
- ☆ JFW-IFF MAGIC Japan 9月展
9月26日(火) ~ 28日(木) 10時 ~ 18時 (最終日は17時まで)
会場: 東京ビッグサイト 西館
- ☆ Intertextile Shanghai Apparel Fabrics Autumn Edition 2017
10月11日(水) ~ 13日(金) 9時 ~ 18時
会場: 中国 上海 國家會展中心

- ☆ 2017丹後きものまつり in 天橋立
10月15日(日) 10時 ~ 15時30分
会場：京都府 宮津市 文珠地区 日本三景・天橋立周辺
<http://www.tanko.or.jp/>

- ☆ 第68回丹後織物求評会
11月15日(水) ~ 16日(木) 10時 ~ 17時(最終日は16時まで)
会場：京都 丸池藤井ビル3F

- ☆ The 36th JAPANTEX2017
11月15日(水) ~ 17日(金) 10時 ~ 17時
会場：東京ビッグサイト 東4・5ホール

- ☆ IFFT interiorlifestyle living
11月20日(月) ~ 22日(水) 10時 ~ 18時(最終日は17時まで)
会場：東京ビッグサイト 西1・3・4ホール+アトリウム

- ☆ JFW JAPAN CREATION 2018
11月28日(火) 10時 ~ 18時30分
29日(水) 10時 ~ 18時
会場：東京国際フォーラム ホールE1

- ☆ Premium Textile Japan 2018 Autumn/Winter
11月28日(火) 10時 ~ 18時30分
29日(水) 10時 ~ 18時
会場：東京国際フォーラム ホールE2

- ☆ 丹後織物総合展「Tango Fabric Marche」
11月29日(水) ~ 11月30日(木) 10時 ~ 18時
会場：代官山 ヒルサイドテラス アネックスA棟